

# 5千円から始める、 地域福祉への貢献。

～いたる賛助会にご参加ください～



いたる賛助会は、  
いたるセンターの行う福祉活動を  
支援するとともに、  
地域に密着した活動を  
中心に据え、  
広い視野で地域に生活する  
障害者(児)の福祉の向上を  
目的として、  
平成11年に発足しました。

会員の方々は、  
いたるセンターの施設・サービスの  
利用者の父兄や地域の皆様が  
中心となっています。

集められた会費は、  
主にグループホームの設立や  
運営をはじめとする、  
いたる事業支援費として  
地域福祉の向上に充てられます。

※寄附金は、所得税・法人税・都民税の優遇対象になります。  
※個人の方の寄附については、所得税の確定申告時に「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択できます。  
※法人・企業の場合は、確定申告によって法人税法上の損金算入ができます。(所定の限度額があります)

社会福祉法人  
いたるセンター  
東京都杉並区天沼1-15-18



## いたる賛助会

いたるセンターの福祉活動は、  
地域の人々のご支援があって、  
初めて成り立つものであります。  
昔は隣人同士がお互いに助け合い、  
優しさのある暮らしを営んでおりました。  
この相互扶助の心に立ち返って、  
幸せな地域社会を作りたいというのが、  
当会設立の趣旨であります。  
皆様のおたたくいご支援を  
心よりお待ちしております。

年会費：1口5千円（何口でも可）  
郵便振込：00110-7-12892  
お問い合わせ：事務局・山本まで  
(03-3392-7346)

この街の  
みんなの  
福祉支援

# いたる賛助会 入会のご案内



# 自立と共生を求めて 個性が響き合う しなやかな社会を目指します

全ての人々が 社会との関わりの中で 自分らしさと向かいあい  
一度きりの人生を 自分らしく生きることができるよう  
出逢いを 時間を 今を大切に 思いやりとやさしさを 未来へつなごう  
自分のために 社会のために

はたらく

ささえる

ふれあう

くらす

みまもる

## いたる賛助会 規約

### 1. 目的

いたる賛助会(以下、「会」という。)は、障害者と家族が地域の人々と一緒に安心して豊かな地域生活が営めるように、支援する活動を行うことを目的とする。

### 2. 事業の内容

- ①いたるセンターの活動を支援する事業
- ②いたるグループホーム設置と運営を支援する事業
- ③地域相互理解を深めるために、集まりを開催する事業
- ④会の活動報告を発行し、会員相互の連絡を強化するための事業
- ⑤その他、目的達成に必要な事業

### 3. 名称

この会の名称は、いたる賛助会という。

### 4. 会の所在地

東京都杉並区天沼1丁目15番地18号  
TEL 03-3392-7346  
社会福祉法人いたるセンター

### 5. 組織

この会は、会の趣旨に賛同する賛助会員を以て組織する。

### 6. 役員と役割

この会に次の役員を置く。

- ①会長1名 副会長2名 監事2名
- ②各役員は総会において選任し、いたるセンター理事長が委嘱する。
- ③会長は会の総務を掌理し、日常の軽易な業務を運営する。
- ④副会長は会長を補佐する。
- ⑤監事は会の運営・経理を監査する。
- ⑥会に事務員若干名を置く。その任免は会長が行うものとする。

### 7. 総会

総会は各年度1回開催し、予算・決算を審議議決する。その他必要に応じて総会を開催することができるものとする。

- ①総会は会長が招集する。
- ②総会に議長を置き、その指名は会長が行うものとする
- ③総会は賛助会員の3分の1を以て成立し出席者の過半数で議決成立する。

### 8. 会長職務の代理

会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

### 9. 役員任期

役員任期は2年とし、欠員が生じたときは、補欠役員を選出するが、その任期は前任者の残任期間とする。

### 10. 会費

賛助会員の会費は年額1口5千円以上とする。賛助会費は、会の目的に則し展開される事業への運営費等に充当する。

### 11. 金銭の保管・管理

賛助会費及び寄付金は、確実な金融機関に預け保管する。その通帳並びに印鑑の管理は、会長・副会長が印鑑・通帳の別に分け、行う。

### 12. 予算編成

この会の予算は、毎会計年度開始前に会長において編成し、総会の承認を得なければならない。

### 13. 事業報告

この会の事業報告書、及び収支決算書は、毎会計年度終了後2か月以内に会長において作成し、総会の承認を得なければならない。

### 14. 剰余金

会計に決算上剰余金を生じたときは、見会計年度に繰り越すものとする。

### 15. 会計年度

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わるものとする。

### 16. 規約改正

この会の規約を改正しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

### 17. 施行細則

この会の施行細則は、総会において定めるものとする。



## 【生活介護】

阿佐谷福祉工房  
あけぼの作業所  
目黒本町福祉工房

## 【就労継続支援A型】

パン工房 PukuPuku

## 【就労継続支援B型】

阿佐谷福祉工房  
あけぼの作業所  
目黒本町福祉工房

## 【就労移行支援】

あけぼの作業所

## 【短期入所】

クローバー

## 【日帰りショートステイ】

マルコ

## 【共同生活援助】

GHCH事業部

## 【共同生活介護】

GHCH事業部

## 【東京都指定相談支援】

いたる相談室

## 【杉並区障害者相談支援】

いたる相談室

## 【居宅訪問介護】

## 【重度訪問介護】

## 【同行援護】

(移動支援)

## 【予防訪問介護】

## 【居宅支援介護】

サポートウイズ